

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本題】老後資産形成への税制優遇措置に関する考察 ～政府税制調査会における議論の動向～…………… P1  
 【コラム】確定拠出年金の運営管理機関の評価について …………… P6

**老後資産形成への税制優遇措置に関する考察**  
 ～ 政府税制調査会における議論の動向 ～

## 1. はじめに

与党（自由民主党・公明党）が例年 12 月頃に公表している税制改正大綱では、年金課税について「拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する」旨が毎年のように検討事項として挙げられているものの、具体的な議論はなかなか行われてきませんでした。

ところが近年、その潮目が変わりつつあります。政府の税制調査会では、ここ数年、経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方を議論する中で「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方」について言及を重ねています。これを受けて、2018 年 12 月 14 日に公表された与党の「平成 31 年度税制改正大綱」では、年金課税に関する検討に加えて、「老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方」を検討する旨が新たに盛り込まれました。

そこで今回は、老後資産形成に関する税制優遇のあり方について、政府税制調査会における議論の動向を踏まえて解説いたします。

## 2. 政府税制調査会等における議論の動向

## (1) 「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方」に関する議論の経緯

政府税制調査会では、従来は、貯蓄・投資などの金融所得課税の一本化や NISA（少額投資非課税制度）等に関する議論が中心でしたが、2015 年以降は、私的年金（企業年金・個人年金）を含めた「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方」について言及を重ねています（図表 1）。

この背景には、私的年金をはじめとした老後資産形成に関連する諸制度は、後述の通り就労形態あるいは制度によって利用対象が細分化され税制上の支援の大きさに差異がみられるため、個人の働き方やライフコースに影響されない制度・税制の構築が必要との問題意識があるものと考えられます。

＜図表 1＞政府税制調査会における議論の経緯

年 月 日	出 来 事
2015 年 9 月 10 日	第 19 回税制調査会（外部有識者ヒアリング『働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得保障制度～「企業年金」の枠を超えて～』）
2015 年 11 月 13 日	経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理
2016 年 11 月 14 日	経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告
2017 年 11 月 20 日	経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②
2018 年 10 月 23 日	第 19 回税制調査会（個人所得課税について）

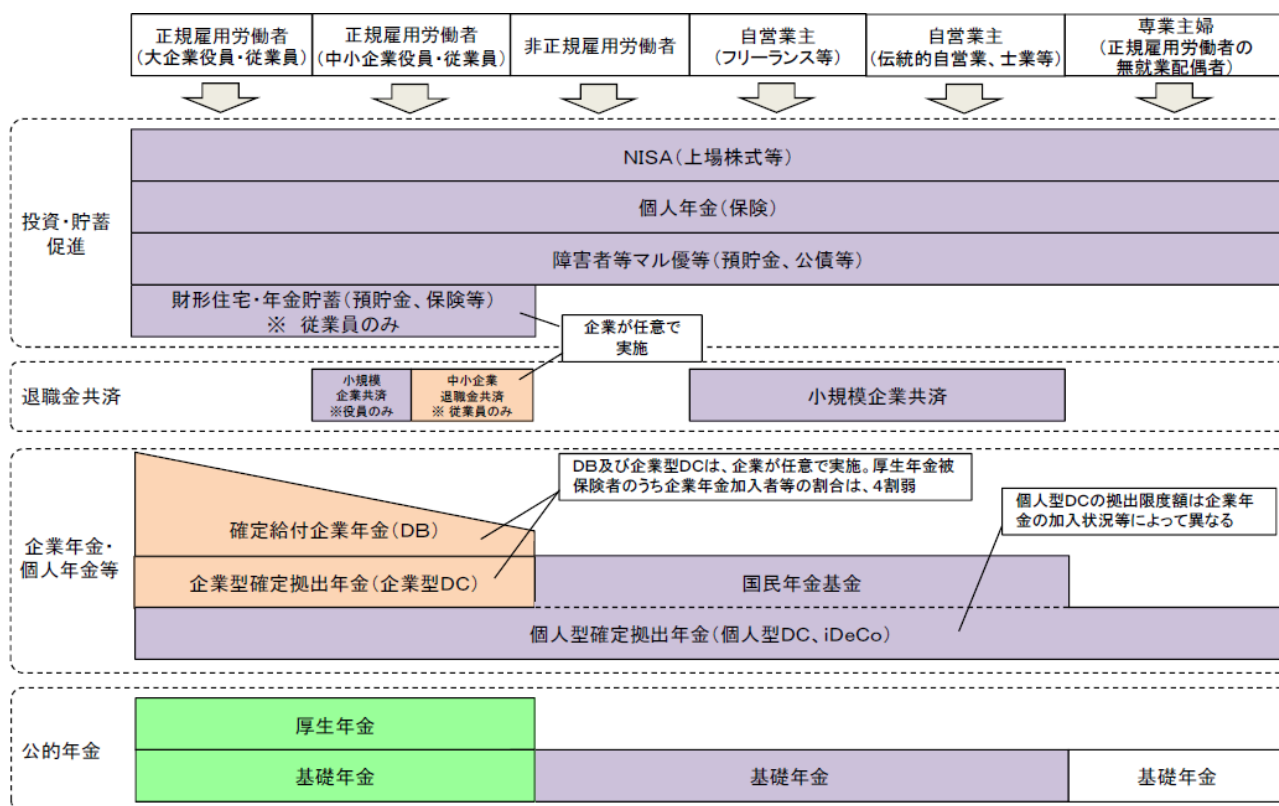
（出所）税制調査会資料等を基に、りそな年金研究所作成。

## (2) 老後資産形成への税制優遇措置の現状

老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状は、図表2の通りです。2014年のNISAの創設や2017年の個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象の拡大等により、国民の老後資産形成に対する自助努力を支援するための制度・税制は、段階的に整備・拡充されてきました。

ただし、制度・税制によっては、利用可能対象が一部の層に限定されていたり、同じ制度内でも就業形態等によって非課税枠が異なる場合があります。例えば、企業年金（確定給付企業年金（DB）・企業型確定拠出年金（企業型DC））、中小企業退職金共済、財形貯蓄などは、勤務先の企業で制度が導入されていないと加入できないほか、非正規従業員はこれらの制度の対象外とされているケースが通例です。また、企業型DCやiDeCoの場合、職業（公的年金の被保険者種別）や勤務先における企業年金の有無等によって拠出限度額が異なります。このような利用可能対象の差異あるいは非課税枠の差異は、例えば会社員と自営業者等といった就業形態の差異など様々な事情に配慮して設けられた経緯があるものの、一方で、制度の細分化・複雑化を招いているのではないかと指摘されています。

＜図表2＞老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。



(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

(出所) 第19回税制調査会(2018年10月23日開催)資料「[総19-3]財務省説明資料(個人所得課税)」p.13より抜粋。

## (3) 論点および議論の状況 ～第19回税制調査会(2018年10月23日開催)より～

2018年10月23日に開催された第19回税制調査会(総会)では、過去に取りまとめた議論の方向性として、①個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築、②拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方の検討、③給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスの検討、④金融所得課税の一体化を進めていく中での勤労所得との公平感への留意、の4点が事務局より提示されました(図表3)。

上記に加えて、委員からは、⑤既存の非課税枠・拠出限度額の見直し、⑥NISAの恒久化、⑦退職金課税(勤続20年以上で控除額が急増するしくみ)の見直し、についても検討すべきとの意見が出ました。

＜図表 3＞老後の備え等に対する自助努力(資産形成)に関する論点および議論の方向性

論点	議論の方向性
個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築	就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている。個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討。
拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方の検討	拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえて検討。
給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスの検討	給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえて検討。
金融所得課税の一体化を進めていく中での勤労所得との公平感への留意	金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていくことが必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意。

(出所) 第 19 回税制調査会(2018 年 10 月 23 日開催)資料「[総 19-3]財務省説明資料(個人所得課税)」p.4 を基に、リそな年金研究所作成。

また、同日の会合に招聘された森戸英幸慶應義塾大学教授は、「引退後所得保障の確保手段が企業年金である必要はない」との認識を示したうえで、広く国民全体の引退後所得確保を図る観点から、「日本版 IRA」あるいは「国民退職所得勘定」の創設を提唱しています(図表 4)。

＜図表 4＞「日本版 IRA」「国民退職所得勘定」の概要

概要	全国民について、個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設ける
税制	拠出時非課税・運用時非課税・給付時課税(EET 形態) <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠出時：一定の上限額まで非課税(現役時代のみ)</li> <li>・運用時：非課税</li> <li>・給付時：課税</li> </ul>
拠出限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の上限額を設ける</li> <li>・企業年金がある場合は、DB(一定の前提を置いて数理的に計算した掛金)・DC への拠出額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から拠出可能</li> </ul> 年間で上限額を使い残した場合は、翌年以降の拠出枠への繰り越しを認める
退職一時金との関係	退職一時金については、受給段階ではなく拠出段階として控除を適用(受け取った退職一時金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める)

(出所) 第 19 回税制調査会(2018 年 10 月 23 日開催)資料「[総 19-5]引退後所得保障制度に関するコメント」を基に、リそな年金研究所作成。

### 3. 老後資産形成への税制優遇措置に関する考察 ～議論のポイント～

今般の政府税制調査会における議論は、従来は私的年金課税と金融所得課税とに分けて議論されがちだったものを、老後資産形成という観点から総合的・包括的に検討する方針を打ち出したという点においては、大変意義のあるものとなっています。

しかし、歴史的な成り立ちや制度の法的性格・役割が異なる諸制度を包括的に議論する際は、下記のポイントを踏まえる必要があります。

#### (1) 全国民共通の非課税枠の創設について ～「制度」ではなく「非課税枠」の統合が先決

全国民共通の非課税枠を設けるという主張自体は、過去にも様々な方面から同様の提言がなされています。しかし、これらの提言の中には、目新しさを強調するあまり、既存の制度との棲み分けが不明確なまま新制度の創設のみを声高に主張するものも散見されます。これでは、屋上屋を架すことにより却って制度の細分化・複雑化を招く危険性があります。

その点、今般の税制調査会での提言では、「一定の上限額を設ける」「他の制度に拠出している場合は当該拠出額を上限額から控除する」「上限の未使用額は翌年以降に繰り越し可能」など、既存の制度とのバラ

ンスに配慮した内容となっています。既存の制度の統廃合には一定程度の時間と手間を要することから、**まずは非課税枠の統合を目指す**という方向性は高く評価することができます。

## (2) 拠出・運用・給付の課税のあり方について

### ①論じるべきは E や T の数ではない

私的年金および非課税貯蓄・投資制度の税制優遇措置を検討する際は、拠出・運用・給付という3つの局面ごとに課税（T: Taxed）か非課税（E: tax-Exempt）かを論じるのが一般的です（図表5）。しかし、この手の議論はともすると、単にTやEの数を競ったり、「EET（拠出時非課税・運用時非課税・給付時課税）かTEE（拠出時課税・運用時非課税・給付時非課税）か」という形式論に陥りがちです。

＜図表5＞主な私的年金および非課税貯蓄・投資制度の税制優遇措置

制度	拠出限度額	拠出時		運用時		給付時	中途払出制限
		事業主拠出	加入者拠出	運用収益	資産		
確定給付企業年金	なし	E	T/PE	E	T※2	T/PE	なし
確定拠出年金	企業型 DC ※加入者種別により異なる	E	E	E	T※2	T/PE	原則60歳まで不可
	個人型 DC (iDeCo) ※加入者種別により異なる						
中小企業退職金共済	月3万円	E	—	E	E	T/PE	なし
特定退職金共済	月3万円	E	—	E	E	T/PE	なし
小規模企業共済	月7万円	—	E	E	E	T/PE	なし
国民年金基金	月6.8万円	—	E	E	E	T/PE	受給開始まで不可
少額投資非課税制度 (NISA)	一般 NISA (非課税期間: 5年間)	—	T	E	E	E	なし
	つみたて NISA (非課税期間: 20年間)						
財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄との合計で元利合計550万円	—	T	E	E	E	なし※3
少額貯蓄非課税制度 (マル優)	元本350万円(特別マル優は別枠で元本350万円)	—	T	E	E	E	なし
個人年金保険	なし	—	T/PE	E	E	T	なし※4

※1 Tは課税(Taxed)、Eは非課税(tax-Exempt)、T/PEは原則課税だが一部非課税(Partial Exempt)をそれぞれ表す。

※2 退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)は、2020年3月末まで課税が停止(凍結)されている。

※3 目的外の理由で払出(中途解約)した場合は、その利子等について5年間遡及して課税される。

※4 中途解約した場合、解約返戻金は払込保険料総額を下回る場合がある。

(出所) 各種資料等を基に、リそな年金研究所作成。

課税のあり方について真に議論されるべきは、TやEの数ではなく、Tの負担水準ならびに他の税制とのバランスです。例えば、オーストラリアの私的年金税制は、拠出・運用・給付いずれの局面でも課税される「TTT」形態ですが、実際には通常よりも低い税率が適用されるなど、他の貯蓄手段よりも税制上優遇されています。つまり、私的年金が税制上優遇されているか否かを検討する際は、「EETか否か」といった課税形態だけでなく、他の税制との相対的なバランスにも着目する必要があります。

その意味では、「給与の後払い」「退職金の分割払い」の性質を有する企業年金は、**給与課税・退職金課税とのバランス**が求められますし、個人年金は「貯蓄」「自助努力」の性質を有するが故に**金融所得課税とのバランス**が求められます。さらに、同じ企業年金でも加入者拠出は、給与・退職金というよりもむしろ貯蓄と捉えて金融所得課税との比較衡量するのが妥当であると言えます。

### ②運用課税は、フローとストックに厳密に区分した議論を

運用時課税のあり方を検討する際は、議論の対象が**運用収益(フロー)**なのか**資産(ストック)**なのかを厳密に区別する必要があります。とりわけ、わが国の企業年金税制を検討する場合、運用収益に対する課税の議論と「退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)」の議論が混同されがちなため、両者の峻別は重要です。なお、本稿の図表5では、運用時課税について「運用収益」と「資産」とにきちんと区分

して表記しています。

### (3) 意味のあるイコールフットイング議論を ～ 規制と税制優遇はトレード・オフ

複数の諸制度を総合的・包括的に議論する際に、必ず提唱されるのがイコールフットイング (equal footing : 条件の同一化) です。しかし、この手の議論はともすると、諸制度の成り立ちや制度の法的性格・役割を無視した単純な主張が横行しがちです。その最たるものが、2014年から2015年にかけて社会保障審議会企業年金部会で議論された「DB・DCの拠出時・給付時のイコールフットイング」でした。

しかし、同じ企業年金でも、DBは受給権保護の観点から積立義務等の諸般の規制が課されている一方、企業型DCは拠出限度額はあるものの企業は資産運用リスクの負担を免れるなど、課せられている給付設計・財政運営上の規制には大きな差があります。高い規制を課せられている制度がそうでない制度よりも税制上優遇されることは、規制と税制優遇のトレード・オフの観点からは理に適ったものであると言えます。いずれにせよ、**制度設計や規制の差異を考慮しない比較論は机上の空論でしかありません。**

### 4. 結びにかえて ～ 社会保障審議会企業年金部会での議論に期待

今般の政府税制調査会における議論は、近々再開が噂されている社会保障審議会企業年金部会での議論にも影響を及ぼすことが予想されます。2013年9月に同部会が設置されてから行われた議論は、厚生年金基金制度の見直し、確定拠出年金の大規模改正、リスク分担型企業年金の創設等の対処療法的なものが中心でした。しかし、今般の政府税制調査会における議論を受けて、企業年金部会においても、企業年金のみならず**私的年金ひいては老後資産形成全般のあり方を見据えた議論が行われることを期待します。**

一方、企業年金に焦点を絞ると、「受給者の大半が一時金を選択」「年金も有期年金が主体」という実態が、税制優遇の拡大どころか逆に縮減につながる可能性があることは否定できません。一方で、企業年金の老後所得保障の機能を高めるとの観点から、企業年金にも終身給付の提供を義務付けるべきとの主張もありますが、現行の低金利（マイナス金利）および長寿化（による死亡率改善）の環境下では、効率的な終身給付の提供は困難と言わざるを得ません。

一時金&有期年金が主体となっている企業年金の給付実態を踏まえつつ、老後所得の水準を一定程度確保するための方策として、例えば、2018年10月に開催された日本年金学会の総会・研究発表会シンポジウムでは、**企業年金の役割を完投型（上乘せ）から継投型（中継ぎ・セットアップ）へ転換させ、就労長期化（Work longer）・私的年金（Private pensions）・公的年金（Public pensions）の3本柱（WPP）の継投で備えるべきとの提言がなされています（詳細は、下記リンク先（東洋経済オンライン）をご参照）。**このように、今後は、企業年金単独で考えるのではなく、**公的年金との役割分担を踏まえた新たな企業年金のあり方**についても併せて議論する必要があると考えます。なお、公私の年金制度の役割分担については、機会を改めてご案内させていただきます。

#### <ご参考資料>

第19回税制調査会（2018年10月23日）資料一覧（内閣府ホームページ）

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai.html>

平成31年度税制改正大綱（自由民主党ホームページ）

<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

権丈善一「人生100年時代の公的年金保険改革とは何か」（東洋経済オンライン）

<https://toyokeizai.net/articles/-/253332?page=4>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

## 確定拠出年金の運営管理機関の評価について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）の改正事項の一部が 2018 年 5 月 1 日より施行されたことにより、企業型確定拠出年金（企業型 DC）を実施する事業主は、運営管理業務を運営管理機関に委託する場合は、少なくとも 5 年ごとに、運営管理機関が実施している運営管理業務について評価を行い、委託内容について検討を加え、必要に応じて、委託内容の変更や運営管理機関の変更などを行うことが努力義務化されました。

そこで、第 99 回目のコラムのテーマは、運営管理機関の評価に関する、ある企業の新任年金担当者「A さん」と、その上司「B 課長」とのディスカッションです。

A さん：先般の法改正により、当社（事業主）が自ら運営管理機関の評価を行うようになるのですね。

B 課長：そうだね。当社としては、どのような対応が必要になると思うかな？

A さん：はい。当社のように、運営管理業務を運営管理機関（金融機関）に委託している場合、少なくとも 5 年毎に運営管理業務の評価を行い、必要に応じて委託内容の変更や運営管理機関の変更を行うことが努力義務化されるようです。

B 課長：なるほど、当社も企業型 DC 制度を導入してしばらく経っているから、制度を一度見直すのもいい機会かもしれないな。

A さん：しかし、評価といっても、具体的に何を基準にしたらいいのでしょうか？

B 課長：評価項目の基準については、厚生労働省が公表しているよ。

A さん：下表の 6 点を基準に判断すればいいのですね。

### ◆運営管理機関の評価項目

項番	出来事
1	提示された商品群の全てまたは多くが 1 金融グループに属する商品提供機関または運用会社のものであった場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
2	下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。</li> <li>・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。</li> <li>・同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。</li> </ul>
3	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合または開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
4	運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
5	運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容（商品や運用会社の評価基準を含む）、またその報告があったか。
6	加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか（例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況）。

（出所）「確定拠出年金制度について（法令解釈）」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）を基に作成。

B 課長：そうだね。今回の法改正によって、事業主は評価項目について運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行うとともに、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望まれているようだね。また、各運営管理機関が提供しているサービスの相対的な比較を可能とするため、2019 年 7 月からは、各運営管理機関に対して自身の選定した運用

の方法の一覧を公表することを義務付けるようだね。

A さ ん：統一の書式を用いることにより、各運営管理機関の運用商品の内容を分かりやすく確認できるようになるのですね。

### ◆運用の方法の公表イメージ

(更新日：〇年〇月〇日)

#### ○元本確保型商品

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報・運用実績 <sup>(注2)</sup>	中途解約利率・解約控除の有無 <sup>(注3)</sup>
預貯金				
共済				
生命保険				
損害保険				

#### ○投資信託(元本確保型以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む。)

分類	運用商品名	運用会社	商品情報・運用実績 <sup>(注2)</sup>	手数料		
				販売手数料 <sup>(注4)</sup>	信託報酬 <sup>(注5)</sup>	信託財産留保額
国内債券	パッシブ					
国内債券	アクティブ					
国内株式	パッシブ					
国内株式	アクティブ					
外国債券	パッシブ					
外国債券	アクティブ					
外国株式	パッシブ					
外国株式	アクティブ					
バランス	パッシブ					
バランス	アクティブ					
ターゲット・イヤー・ファンド	パッシブ					
ターゲット・イヤー・ファンド	アクティブ					
国内リート	パッシブ					
国内リート	アクティブ					
海外リート	パッシブ					
海外リート	アクティブ					
その他						

(注1) ウェブページに直接一覧表を掲載する方法とすること。手数料(「中途解約利率・解約控除の有無」および「手数料」)以外の項目については、資料の添付又はリンクの掲載も可能。また、一覧表への項目の追加は自由に可。なお、規約毎に一覧表を公表することも可。

(注2) 確定拠出年金法第24条および第24条の2に基づく情報提供に係る資料(運用商品の概要や運用実績等)を添付またはそのリンクを掲載すること。

(注3) 解約控除額、中途解約利率がある場合にのみ「○」を記載すること。

(注4) 買付時に販売手数料を徴する場合のみ税込みの料率(合計)総率を記載すること。販売会社が手数料をとっている場合は、販売会社名も記載すること。

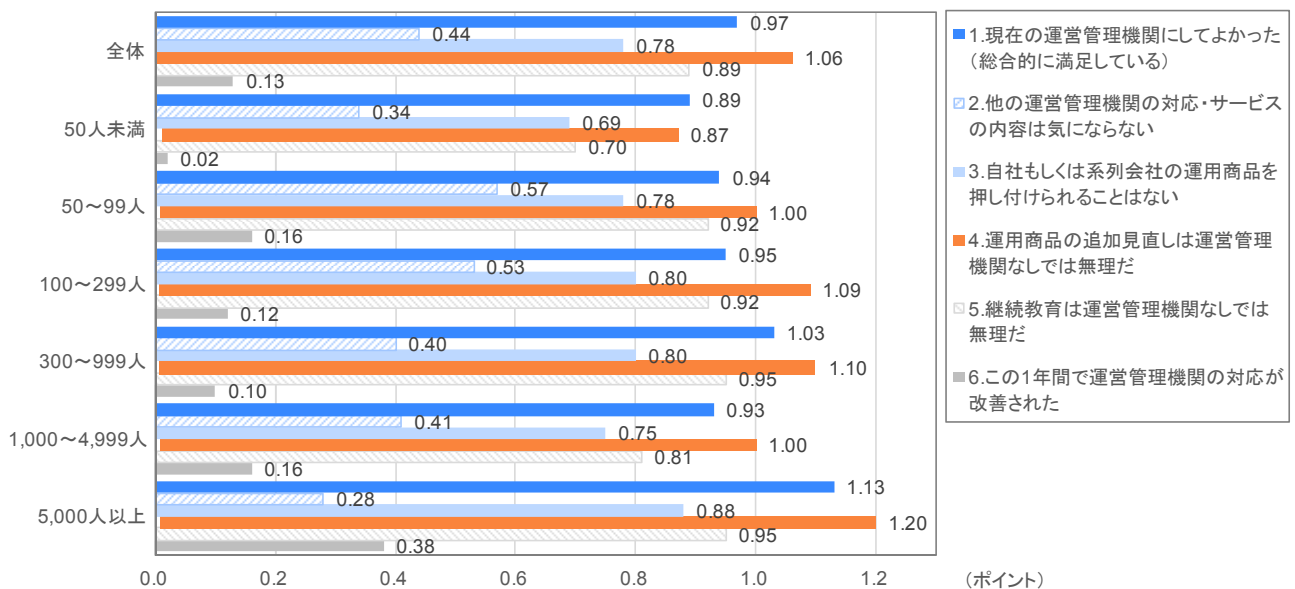
(注5) 信託報酬は税込みの料率(合計)総率を記載すること。複数の料率体系がある場合には最大のもののみの記載も可。

(注6) 現在選定・提示している規約以外に、今後選定・提示を予定していない商品があれば、その旨を理由とともに記載すること。なお、このような商品について、理由を示して階層化することは可能。

(出所) 厚生労働省「運用の公表のイメージ」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000367979.pdf>)

- B 課 長：そうだね、さらに厚生労働省のガイドラインでは、特に「運用商品ラインナップがもたら加  
入者等の利益のみを考慮したものであるか」といえるか」がポイントとなると書いてあるね。
- A さ ん：確かに、運用商品のラインナップは、制度導入時はしっかり検討しましたが、その後なかなか  
見直しはできていないですね。そういえば先週、とある金融機関からも運用商品の見直しの提  
案を受けました。
- B 課 長：運用商品の見直しには、何だかんだで運営管理機関の協力は必要不可欠だからね。NPO 法人確  
定拠出年金教育協会の調査結果にも、それが伺えるね。

#### ◆運営管理機関に対する評価



(注) ポイントは、下記の集計値の加重平均値。

非常によくあてはまる: 2pt ややあてはまる: 1pt どちらともいえない: 0pt あまりあてはまらない: ▲1pt 全くあてはまらない: ▲2pt

(出所) NPO 法人確定拠出年金教育協会「企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査 全体報告書 2018」を基に作成。

- A さ ん：確かにこの調査結果を見ると、「運用商品の追加見直しは運営管理機関なしでは無理だ」と考  
えている事業主が多いのがわかりますね。まずは、運用商品ラインナップの見直しについて検討  
を始めてみますが、どのような点に気をつけて検討したらいいでしょうか。
- B 課 長：確か、運営管理機関から運用商品のモニタリング結果が毎年報告されているから、まずはその  
内容(商品や運用会社の評価基準を含む)を確認することから始めたらどうかな。また、2019  
年7月には各運営管理機関が取り扱っている運用商品の情報が公開されることになっているか  
ら、それも参考にしてみるといいよ。
- A さ ん：わかりました。まずは、現在の運用商品ラインナップについて改めて調べてみたいと思います。  
ありがとうございました。

(年金業務部 確定拠出年金室 佐々 允)

企業年金ノート 2019(平成31)年1月号 No.609

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所  
〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリア W2 棟  
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>